

広告等配布事業仕様書

1 主な仕様等

- (1) 広告の種類 広告等配布事業
- (2) 広告の内容 本庁舎及び中予地方局庁舎に勤務する職員等を対象として、広告等（チラシ、サンプル、市場調査等のための匿名アンケート等）の配布を行う。
※職員数は本庁舎約 2,200 人、中予地方局庁舎約 500 人
※第二別館職員の移転完了は令和 8 年 6 月頃の予定
- (3) 実施方法 各庁舎の出入口において、職員等に直接手渡す方法とする。
配布時間は、原則として 7 時から 9 時までとする。
- (4) 配布場所 本庁舎出入口 7 箇所（第二別館は移転完了後から）
中予地方局庁舎出入口 3 箇所

2 広告取扱業者の広告取扱期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（第二別館は移転完了後から）

3 広告取扱基本料

広告取扱業者が県に支払う広告取扱基本料（広告取扱いの権利）は、広告料の 10 回分（年額）（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 広告料

広告取扱業者は、3 以外に、広告等配布事業 1 回毎に広告料を支払うものとする。

5 広告等配布の実施

- (1) 広告等の配布に当たっては、広告取扱業者は、各庁舎管理責任者の許可を受けなければならない。
- (2) 広告等の配布に必要な物品及び人員等は、広告取扱業者の責任において行うものとし、これに必要な経費は広告取扱業者の負担とする。